



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 5 5 1 号 令和 5 年 2 月 2 4 日発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
5 6	保安林の指定施業要件を変更する件	森林整備課
5 7	建設業者の許可を取り消した件	建設管理課
5 8	徳島県土地利用計画を変更した件	用地対策課
5 9	都市計画法の規定による工事が完了した件	都市計画課

徳島県告示第五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和五年二月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
勝浦郡上勝町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}

三 変更後の指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林整備課及び上勝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第五十七号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき、建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により、次のとおり公告する。

令和五年二月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

処分をした 年月日	処 分 を 受 け た 者		処 分 の 内 容	処分の原因となつた事実
	商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名	許可番号		
令和四年九月二十九日	恵比寿建設株式会社 徳島市大松町榎原外四〇番地 吉岡 友和	徳島県知事許可 （般一〇二九） 第七〇三二二号	建設業法第二十九条第一項の規定による建設業許可の取消し （土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び解体工事業に関する一般建設業許可）	建設業法第十二条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第二十九条第一項第五号に該当すると認められる。
同 十月十八日	ヤマサ技建 阿波市阿波町王地二五八番地 佐藤 安	同 （般一〇二） 第五五五二号	同 （土木工事業、建築工事業、大土工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業許可）	同
同 十九日	日和佐工務店 海部郡美波町奥河内字櫛ヶ谷一四六番地 正木 宏一	同 （般一〇二九） 第三五〇一三三号	同 （土木工事業及び建築工事業に関する一般建設業許可）	同
同 二十一日	株式会社ソーケン 阿南市羽ノ浦町宮倉日開元一九番地五 角田 健造	同 （般一〇二九） 第六七九一号	同 （土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業許可）	同

同 二十八日	株式会社エステック 徳島市佐古二番町五番一七号豊 川第一ビル二〇一 進藤 一平	同 (般一〇二) 第七〇三九六号	同 (とび・土工工事業及び鉄筋工事業に関する一般建設業許可)	同
同 十一月九日	有限会社速井鉄工所 徳島市北田宮四丁目八番五六号 速井 恭世	同 (般一〇二) 第一〇六〇号	同 (土木工事業に関する一般建設業許可)	同
同 一七日	斎藤建設株式会社 徳島市中昭和町一丁目九五番地 一 斎藤 俊幸	同 (特一〇二) 第一五一号	同 (防水工事業に関する特定建設業許可)	同
同 三十日	有限会社黒崎建設 鳴門市撫養町南浜字権現二八番 地一 黒崎 仁資	同 (般一〇二) 第一三七六号	同 (とび・土工工事業、管工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業許可)	同
同 十二月十二日	有限会社金沢水道 鳴門市鳴門町高島字北三五一番 地 金沢 二郎	同 (般一〇二) 第三五八九号	同 (とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及びしゅんせつ工事業に関する一般建設業許可)	同
同 十三日	東條工務店 徳島市大原町内開三四番地七 東條 孝輝	同 (般一〇二) 第七四三五号	同 (屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業許可)	同
同 十九日	株式会社新居伝 板野郡北島町北村字鍋井二番地 一一 新居 俊典	同 (般一〇四) 第四四七七号	同 (建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業許可)	同
同 二十六日	江西工業 徳島市西新浜町一丁目二番一〇	同 (般一〇二)	同 (石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事)	同

令和五年一月二十五日	江西 智幸 天進興業株式会社 板野郡板野町西中富字中須七七番地三七七 小川 嘉隆	第七〇二三三号	業、水道施設工事業及び解体工事業に関する一般建設業許可	
		同 (般一三九) 第七五一〇一号	同 (電気工事業に関する一般建設業許可)	同

徳島県告示第五十八号

令和四年徳島県告示第百十六号（徳島県土地利用計画を変更した件）をもつて公表した徳島県土地利用計画を変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和五年二月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 変更に係る事項

徳島県土地利用計画の都市地域の区域の一部

二 変更内容

次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、その図面を徳島県県土整備部用地対策課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

徳島県告示第五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次のとおり工事が完了したことを公告する。

令和五年二月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

開発区域又は工区に含まれる 地域の名称		開発許可を受けた者	
住	所	氏	名
小松島市田浦町字西原一四六番一	徳島市西須賀町中開三六番地の一 ツインズⅡ番館二〇二号	平井 新也 平井 愛美	
吉野川市鴨島町喜来字松本三二〇番四、三二一番一六及び三二〇番四地先道	吉野川市鴨島町上下島四九三番地九	株式会社南北	
同 上下島字松元三七八番二、三八一番一、三八二番一、三八三番一及び三八四番二の各一部	福岡県朝倉市一木一一四八番地の一	株式会社ドラッグストアモリ	
同 西麻植字江川八五番三	徳島市南田宮二丁目四番七―七〇四号	佐野 弘典	
名西郡石井町石井字白鳥一七四番一及び一七五番並びに一七四番一及び一七五番の各地先町有地	板野郡北島町鯛浜字西ノ須一六二番地九	株式会社はなおか	
板野郡松茂町広島字北川向式ノ越九九番五	同 松茂町笹木野字灘一番地一	前田 勝志	
同 北島町鯛浜字原一一七番一並びに一七番二、一一八番一及び一一八番二の各一部並びに一一七番一及び一一八番一の各地先町有地	同 北島町江尻字妙蛇池三二番地一	幸和ホーム株式会社	
同 字川久保一〇二番一	愛媛県松山市東本一丁目六番一〇号一F	株式会社松山中央不動産	